船舶保守管理計画（要領）

船舶管理業務に従事する全ての要員は、管理船舶の船体、機関、設備の保守整備及び管理に関し、常に良好な状態に保ち、顧客の要求に応えるべく関係法令を準拠するとともに、安全管理規程及び以下の事項を遵守しなければならない。

１．職務及び責任

船舶管理責任者及び船員は、管理船舶の保守管理業務につき以下の通り責務を負う。

（１）管理船舶の保守管理業務は、船舶毎に選任された船舶管理責任者が責任を負う。

（２）船舶内における保守管理業務は、「船員職務担当一覧表」に定める通り職務毎に責 任を負う。

２．適用法令等

管理船舶の保守管理業務につき、以下の法令及び本要領に従って実施する。

（１）船舶安全法及び同法関係法令

（２）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び同法関係法令

（３）船舶法及び同法関係法令

（４）電波法及び同法関係法令

（５）ＮＫ規則

（６）その他海事関連団体等が発出する指針等

３．船舶管理責任者の職務

船舶管理責任者は、船舶保守管理業務に関して以下の事項を遵守しなければならない。

（１）管理船舶の船体及び機関、設備機器類の運転状況を把握する。

（２）管理船舶からの保守整備に関する報告、記録を照査し保管管理する。

（３）管理船舶の事故、故障、不具合等の報告を調査解析し、再発防止策を検討する。

（４）管理船舶の保守整備に関する技術支援及び指導を行う。

（５）管理船舶から出される船用品や潤滑油等の補給要求に対して、査定、承認、手配を行い、在庫を管理する。

（６）管理船舶の保守管理状況を定期的に船主に対して報告する。

４．保守管理業務

管理船舶の保守管理業務は、本要領に従い実施する。なお、その際は、２．で定めた関連法令を遵守しなければならない。

（１）入渠修理・検査

１）船舶管理責任者は、入渠計画を策定し、入渠準備及び入渠工事の立会を行う。

２）管理船舶の入渠工事は、○○ヶ月を超えない範囲で、関係法令、規則等に定めた検査受検時期等を考慮して実施する。

３）管理船舶の船長は、入渠予定○ヶ月前までに入渠工事の要望案を作成し、船舶管理責任者に対して提出する。

４）船舶管理責任者は、船主及び船長からの要望等を検討した上で、入渠工事仕様書を作成する。

５）船舶管理責任者は、入渠仕様書を基に工事費用見積書を入手し、入渠地を決定する。また、当該船舶に対して入渠地及び入渠予定を通知する。

６）船舶管理責任者は、入渠工事終了後速やかに工事内容及び工事結果を精査し、確認する。

（２） 保守管理計画と実施

１）船舶管理責任者は、船舶ごとに船体・機関・設備別の船舶保守管理基準を策定する。

２）船舶管理責任者は、船舶保守管理基準に従って「船舶保守管理計画」を策定する。

３）管理船舶の保守管理業務は、「船舶保守管理計画」に従って実施し、その記録を「船舶保守管理記録簿」に記録する。

４）一等航海士及び機関長は、船内にて保守管理業務を実施した場合は、「船舶保守管理記録簿」に記録し、船長の確認を受けた上で船舶管理責任者に定期的に報告すると共に船内にて保管、管理する。

５）船舶管理責任者は、船内での船舶保守管理業務につき、必要に応じて船長又は機関長に対して必要な指示、支援を行う。

５．証書・図書・記録等の管理

船舶管理責任者は、検査終了後、管海官庁等から発給される以下の重要書類を管理船舶の船長に手渡し、その写を会社内で保管する。

（１）船舶国籍証書・仮船舶国籍証書

（２）船舶検査証書・船舶検査手帳

（３）海洋汚染防止証書・海洋汚染防止検査手帳

（４）無線局免許状・無線局検査簿

（５）船舶安全管理認定書（SMC）

（６）船級証書、検査記録（船級船の場合）

（７）完成図書類及び承認図面

船舶保守管理計画（船体部）の一部例

船名：○○丸

期間： 年 月 日～ 年 月 日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 保守項目 | | 点検・整備時期 | | | | |
| 点検部 | 保守内容 | 毎日 | 年月 | 年月 | 年月 | 年月 |
| 船体外部 | 船体外板 | 腐食、損傷、変形の有無の点検 | ○ |  |  |  |  |
| 外観検査 |  |  | ◎ １中 |  | ◎ 定期 |
| 甲 板 | 腐食、損傷、変形の有無の点検 | ○ |  |  |  |  |
| 外観検査 |  |  | ◎ １中 |  | ◎ 定期 |
| 閉鎖装置 | 暴露した倉口、機関室囲壁 | ○ |  |  |  |  |
| 通風筒 | ○ |  |  |  |  |
| 暴露甲板上の空気管 | ○ |  |  |  |  |
| 船体内部 | 貨物室船底 | 腐食、損傷、過度の変形の有無の点検 |  | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 外観検査 |  |  |  |  | ◎ 定期 |
| 機関室底部 | 腐食、損傷、過度の変形の有無の点検 |  | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 外観検査 |  |  |  |  | ◎ 定期 |
| 居住区内上甲板下 | 腐食、損傷、過度の変形の有無の点検 |  |  | ○ |  |  |
| 外観検査（内張板取り外し） |  |  |  |  | ◎ 定期 |
| 燃料油タンク | 腐食、損傷、過度の変形の有無の点検 |  | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 解放内検（外観検査により省略あり） |  |  |  |  | ◎ 定期 |
| 潤滑油タンク | 腐食、損傷、過度の変形の有無の点検 |  |  | ○ |  | ○ |
| 解放内検（外観検査により省略あり） |  |  |  |  | ◎ 定期 |

船舶保守管理計画（機関部）の一部例

船名：○○丸

期間： 年 月 日～ 年 月 日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 保守項目 | | 点検・整備時期 | | | | | | |
| 点検部 | 保守内容 | 毎日 | 50 | （1か月）  250 | 500 | 1000 | （1年）  2500 | （2年）  4000 |
| 燃 料 油 系 統 | 燃料噴射ポンプ | ポンプカム軸室内潤滑油料点検 | ○ |  | ●交換 |  |  |  |  |
| 噴射時期の点検 |  |  |  | ● | ● |  |  |
| 調整ネジナットのゆるみ |  |  | ○ |  |  |  |  |
| 主要部分解点検 |  |  |  |  |  |  | ○ |
| 燃料噴射弁 | 噴射圧力の点検調整 |  |  | ○ | ○ |  |  |  |
| 噴射状況の点検 |  |  | ○ | ○ |  |  |  |
| 分解掃除 |  |  | ○ |  |  |  |  |
| 燃料油こし器 | ドレン抜き |  | ○ |  |  |  |  |  |
| 分解掃除 |  |  | ○ | ○ |  |  |  |
| 燃料油タンク | 燃料油料点検補給 | ○ |  |  |  |  |  |  |
| 沈殿物、水分の排出 | ○ |  |  |  |  |  |  |

船舶保守管理計画（設備部）の一部例

船名：○○丸

期間： 年 月 日～ 年 月 日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 保守項目 | | 点検・整備時期 | | | | |
| 点検部 | 保守内容 | 毎日（随時） | １か月毎 | ６か月毎 | 年月 | 年月 |
| 一 般 設 備 | 居住、衛生及び  脱出設備 | ブルワーク、さく欄、舷梯、安全通行設備、甲板口の保護装置 | ○ |  |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| 非常時説明の掲示板 |  | ○ |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| 非常表示灯、非常照明の非常電源による点灯 |  | ○ |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| 錨、錨鎖及び索 | 現状、数量の確認 | ○ |  |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| 錨鎖の摩耗状況 |  |  | ○ | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| ウインドラスの作動状況 | ○ | ○ |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| 遠隔制御係船装置の遠隔と機側の切換 |  |  | ○ | ◎ 定期 |  |
| 操舵装置 | 鎖、棒、滑車、ピンの寸法測定 |  |  |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| 作動試験 | ○ |  |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| 自動操舵装置への航海情報伝達状況 | ○ |  |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| 自動操舵装置への給電と動作中の表示 | ○ |  |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| 航海用具 | 船灯、信号灯の断線警報の効力試験 | ○ |  |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| 汽笛の吹鳴試験 | ○ |  |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |
| ECDIS の動作確認 | ○ |  |  | ◎ 定期 | ◎ １中 |